低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について（東芝環境ソリューション株式会社）

The Knights

環境省は東芝環境ソリューション株式会社より低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB という）廃棄物に係る無害化処理の認定申請を受け、平成 30 年 7 月 11 日付けでその告示を行うとともに、申請書等の縦覧について公表しました。（縦覧期間:平成 30 年 8 月 10 日まで）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物についての高度な技術を用いた無害化処理、または行おうとする者には、環境大臣の認定を受けることができるようになりました。また、環境大臣は、認定の申請があった場合、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から 1 ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならないこととされています。

同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされており、当該意見募集についても併せて行うことを公表しました。（意見提出期限:平成 30 年 8 月 24 日まで）

（申請の概要）

① 申請者の住所、名称、代表者の氏名
神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号
東芝環境ソリューション株式会社　　代表取締役　増山　宏

② 施設設置場所
・千葉県松戸市高塚新田字稲越前 541 番 1、541 番 2、562 番 2 及び 535 番 3
・東京都台東区蔵前二丁目 26 番 1
・神奈川県横浜市磯子区新磯子町 37 番 3 他

③ 施設の種類
・廃 PCB 等の分解施設　・ PCB 汚染物の洗浄施設

④ 処理を行う廃棄物の種類
廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル（PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの（以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料　2018 年 7 月 11 日付　環境省報道発表資料

研究開発箇所　佐野史明

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

絶縁油中のＰＣＢ分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更！

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5 月 1 日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。 http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraiyoushicm.pdf

お問合せはこちら